

【手術及び分娩件数】

厚生労働省が定める手術及び分娩の施設基準のうち、下記の手術は2024年1月～2024年12月に実施した件数の掲示が義務づけられているもので、関東信越厚生局長に届出しております。

区分 1 に分類される手術		件数	区分 4 に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	21	胸腔鏡、腹腔鏡を用いる手術		545
イ	黄斑下手術等	0	その他の区分		件数
ウ	鼓室形成手術等	32	ア	人工関節置換術	74
エ	肺悪性腫瘍手術等	52	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術等	245	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	96
区分 2 に分類される手術		件数	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	58
ア	靱帯断裂形成手術等	5	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術 経皮的冠動脈ステント留置術	814
イ	水頭症手術等	25			
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1			
エ	尿道形成手術等	2	分娩件数		件数
オ	角膜移植術	0	経膈分娩		61
カ	肝切除術等	34	帝王切開分娩		54
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	3			
区分 3 に分類される手術		件数			
ア	上顎骨形成術等	4			
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	5			
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0			
エ	母指化手術等	0			
オ	内反足手術等	0			
カ	食道切除再建術等	1			
キ	同種死体腎移植術等	0			